

千葉市政担当記者 様

平成 29 年 5 月 24 日  
財 政 局 税 務 部  
西部市税事務所市民税課  
電話 270-3235  
内線 96-300

### 個人市・県民税特別徴収税額決定通知書の誤送付について（特定個人情報の漏えい）

千葉市では、平成 29 年度個人市・県民税の特別徴収税額決定通知書の送付に当たり、特定個人情報の漏えい事案が発生しましたので、お知らせします。

#### 1 通知書の送付状況

送付日 平成 29 年 5 月 15 日（月）  
送付件数 約 58,000 件（約 36 万 4 千人分）  
送付方法 普通郵便

#### 2 事案の概要

誤送付の件数及び人数 4 件 計 9 人分

| 事案 | 内 容   | 誤送付人数 |
|----|---|-------|
| 1  | （発覚日） 5 月 16 日<br>A 事業所において、従業員が B 事業所へ転職することに伴う手続きをする際に、本来であれば、市民税課に「給与所得者異動届出書」により届出すべきところを、「給与支払者の所在地・名称変更届出書」により届出したため、市においては、A 事業所の名称が B 事業所に変更されたものとして処理され、市民税課職員が A 事業所の従業員の課税データ等を記載した通知書を B 事業所に送付したもの | 5 人分  |
| 2  | （発覚日） 5 月 17 日<br>市が委託している業務で、給与支払報告書（総括表、個人別明細等）を整理する作業の際に、誤って D 事業所の従業員が C 事業所の従業員として処理され、市民税課職員が D 事業所の従業員の課税データ等を記載した通知書を C 事業所に送付したもの  | 2 人分  |
| 3  | （発覚日） 5 月 19 日<br>事業所 E から、従業員が出先事業所 F へ転勤することに伴う異動届が出された際に、市民税課の職員が誤って別の従業員を転勤させる処理を行い、出先事業所 F に別の従業員の課税データ等を記載した通知書を送付したもの  | 1 人分  |
| 4  | （発覚日） 5 月 22 日<br>事業所 G から、従業員が事業所 H へ転勤することに伴う異動届が出された際に、市民税課の職員が誤って別の事業所 I に転勤させる処理を行い、事業所 I に通知書を送付したもの  | 1 人分  |

#### 3 誤送付された通知書に記載の内容（特定個人情報の漏えいの内容）

個人番号（マイナンバー）、住所、氏名、税額等  
※特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報のこと。

#### 4 対応状況

対象者は特定されており、通知書は 2 人分（遠隔地のため、返送を依頼）を除いてすべて回収済みであり、現時点で外部への流出は確認されていない。  
また、5 月 24 日までに対象者及び関係事業所へ謝罪を行った。

#### 5 再発防止策

通知書発送までの事務手順を詳細に検証し、チェック体制を強化するとともに、個人情報の適正な取扱いに対する意識の徹底を図っていく。